

市上下水道局発注工事に係る下請契約の適正化を図るための指針

市上下水道局発注工事に係る下請契約の適正化を図るための指針については、市発注工事に係る下請契約の適正化を図るための指針を準用する。

附 則

この指針は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。